

多摩市立地適正化計画策定支援業務委託
に係る事業者選定審査基準書

令和7年1月
多摩市

多摩市立地適正化計画策定支援業務委託事業者選定における審査方法、審査項目及び審査基準等について、下記の通り実施するものとする。

1 参加資格審査

参加資格審査として、法人の財務状況等について市が指定する資料の提出を受け、書類審査を実施し、市が参加資格を有すると認めたものに対し、参加決定通知書を送付する。なお、参加資格審査において、運営状況、財務状況が不適格とみなされた事業者は参加資格がないものとする。

※提出する資料については「募集要項」p.7「6 提出書類等」参照

2 1次審査

① 審査方法

審査については、参加資格要件を満たした事業者からの提案資料をもとに、「多摩市立地適正化計画策定支援業務委託に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）における審査により1次審査通過者を選定する。

「多摩市立地適正化計画策定支援業務委託に係る審査基準書（以下、「審査基準書」という）」に基づき、審査委員1人につき、持ち点70点で計350点満点、事務局採点90点満点とし、最低基準点を264点とする。これを上回る事業者の中で、各審査委員の得点及び事務局採点を合わせた合計点の高い順に順位付けを行い、上位3者を1次審査通過者を選定する。なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は審査委員の投票で決定する。また、最低基準点を上回った者で、1次審査通過者の次に得点が高い者を1次審査の次席者とし、1次審査の通過者から欠員が出た際に2次審査に進むものとする。

② 審査項目

1次審査 審査事項 10項目 (70点満点) ×5

	審査項目及び配点	審査事項
A	理解度 【10点満点】 各5点	① 多摩市の特性・状況及び課題を的確に踏まえた提案であるか ② 多摩市都市計画マスタープラン、多摩市交通マスタープラン等、多摩市のまちづくりの方向性を理解した提案となっているか
B	企画力 【40点満点】 ①、②各5点 ③～⑤各10点	① 市民や地域のニーズを捉え、将来を見据えた形の提案となっているか ② 市民等への周知を含め、令和8年度末の立地適正化計画策定に向けた、関係機関への事前協議資料など、提出に向けた進め方が妥当なものであるか ③ 本市の特徴を活かした提案が見られるか ④ 課題の予測、対処方法が提案されているか ⑤ 企画書の内容が分かりやすく、かつ読み手に伝わりやすいものであるか
C	業務実施体制 【10点満点】 各5点	① 業務実施体制は、企画内容に対し妥当性（人数、拠点）があるか ② 工程や手順などスケジュールと業務の妥当性、業務成果の品質確保や向上させる工夫はあるか
D	業務実績 【10点満点】	① 事業者または管理（主任）技術者の過去5年以内の立地適正化計画の策定業務実績のうち一つ選び、計画策定の上でのポイントや工夫した点に対する説明の内容がわかりやすいか

1次審査 審査事項 5項目 (90点満点)

審査項目及び配点		審査事項
E	業務実績 【20点満点】 各5点	① 事業者の過去5年以内の立地適正化計画の策定業務実績 ② 事業者の過去5年以内における多摩市のまちづくりや計画策定等に関する業務実績 ③ 本業務における管理（主任）技術者の過去5年以内における立地適正化計画策定に関する実績 ④ 本業務における主担当技術者（技術士：都市計画）（1名）の過去5年以内における立地適正化計画策定に関する実績
F	提案価格 【70点満点】	① 経済性を有する提案価格になっているか (計算式により算出)

③ 審査基準

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		とても評価できる	評価できる	普通	やや評価できない	評価できない
A	①	5点	4点	3点	2点	1点
	②	5点	4点	3点	2点	1点
B	①	5点	4点	3点	2点	1点
	②	5点	4点	3点	2点	1点
	③	10点	8点	6点	4点	2点
	④	10点	8点	6点	4点	2点
	⑤	10点	8点	6点	4点	2点
C	①	5点	4点	3点	2点	1点
	②	5点	4点	3点	2点	1点
D	①	10点	8点	6点	4点	2点
E	①	5点	4点	3点	2点	1点
	②	5点	4点	3点	2点	1点
	③	5点	4点	3点	2点	1点
	④	5点	4点	3点	2点	1点
F	①	※下記計算式により算出				

※提案価格について

以下の方法にて評価及び得点を算定する。

落札率 = 見積金額（税抜） ÷ 契約目途額（税抜） : 24,520,000円

得点 = (1 - 落札率) × 280

※落札率が、「0.75」を下回る場合は、「0.75」として算定するものとする。

※落札率に小数点第3位以下の端数が生じる場合は、小数点第3位を切り捨てる。

3 2次審査

① 審査方法

1次審査通過者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行う。審査基準書に基づき審査委員1人につき、持ち点50点とし、計250点満点とする。

1次審査と2次審査を合計した点数（690点満点）をもとに審査委員会で最適受託候補者及び次席者を決定する。

1次審査の業務実績における管理（主任）技術者（技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者）及び担当技術者が2次審査のプレゼンテーションを行うこと。

② 審査項目

2次審査 審査事項 5項目 （50点満点）×5

	審査項目及び配点	審査事項
G	提案内容の適格性・実効性等 【50点満点】	① 提案内容が適格性・実効性を有したものであるか ② 提案書の内容と合致した説明となっているか ③ 説明の手法・ヒアリングへの対応は適切であるか ④ 業務に対する取組み意欲、熱意が感じられるか ⑤ 本市の現状を適切に捉え、独自性・独創性の高い提案がされているか

③ 審査基準

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		とても評価できる	評価できる	普通	やや評価できない	評価できない
G	①	10点	8点	6点	4点	2点
	②	10点	8点	6点	4点	2点
	③	10点	8点	6点	4点	2点
	④	10点	8点	6点	4点	2点
	⑤	10点	8点	6点	4点	2点

4 失格とみなす場合

- ① 募集要項に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの、及び記載事項に関連のない内容が記載されているもの
- ② 本プロポーザルに関して、審査委員会委員と故意（不正行為目的）に接触した者又は接触しようとした者が作成したもの
- ③ 提案内容に関して、虚偽の事実が判明した場合